

令和7年度農地等利用最適化  
推進施策等に関する意見書

佐世保市農業委員会

本市の農業振興について、日頃から積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

今年3月に、地域の農業の将来を決める地域計画が市内92地区において策定されました。今年度からは、これらの地域計画のブラッシュアップに取り組むこととなり、私ども農業委員会の重要任務である『農地等の利用の最適化の推進』、いわゆる「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」によって、本市農業の発展のために一層の貢献をして参ります。

昨年、「農政の憲法」とも称される「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されたのを受けて、「食料の合理的な価格形成」、農家の努力が適正に価格に反映される食糧システムの構築に強く期待する旨をこの場に記しました。

折しも、令和の米騒動と言われる米価の高騰が起きたことにより、食料や農業に対する国民の関心が非常に高まっております。近年の農業情勢は、高齢化や世界情勢の不安や温暖化など暗いものとして語られてきましたが、この機運の高まりは、農業にとって明るい兆しであり、歴史的転換点ともなり得るものです。

このような時流を捉え、農業を取り巻く諸課題を改善し、地域の農地を活かして、将来安心して暮らせる持続可能な社会を次の世代に引き継いでいくためにも、適時適作な農業施策が望まれます。

つきましては、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的なものとするため、農業施策の企画立案等について関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和7年 9月 1日

佐世保市長 宮島 大典 様

佐世保市農業委員会会長 赤木 行秀



## 1 農家の経営安定支援策について

### (1) 農家の所得向上対策

市におかれましては、これまでブランド化の取り組みや大消費地でのPRなど、本市の農産物の販売促進などの取り組みをしていただきしており大変感謝申し上げます。昨年一昨年と二毛作の推進などを提案させていただきましたが、永続的に営農を行い、後継者が引き継いでいける魅力ある農業にするためには、儲かる農業を実践していくことが不可欠です。農協等の関係機関と連携し、なお一層、農家の所得向上に向けた取り組みを強化していただきますようお願い申し上げます。

### (2) 直接支払による米作り経営の安定

昨年、「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正され、「食料の合理的な価格形成」に向けて検討が進められている中、令和の米騒動と言われる米価の高騰が起きました。米の買い取り価格が上がることで米農家の経営は安定方向へ働く一方で、小売価格は2倍近く跳ね上がり消費者にとっては負担増となっています。

しかしながら、米価が上がったとは言え、稲作のみで利益を出すには依然として十ヘクタールを超える大規模経営が必要と言われる。平地の広がる地域ではそのような経営をされている農家もあると聞き

ますが、中山間地域の狭小な水田を耕す本市の農家の規模は10分の1程度で、とても利益が出ないのが現状です。

これに加えて、アメリカの関税問題や米価の高騰への対応として輸入量を増やす動きがあります。今後、安い輸入米に市場のシェアを取られると日本の米農家の経営は立ち行かなくなると予想されます。アメリカの農家は広大な農地で大規模経営を行っている上に、価格保証制度で保護されており、日本の米農家は非常に不利な状況です。また、欧州の農家も所得補償制度で保護されています。日本においても米の生産に対して直接支払い制度を導入することで、米価が下がっても米農家の経営が継続でき、消費者の負担を軽減できるようになります。食糧安保、食料自給率維持の観点からも、ぜひ実現してもらいたい制度です。

市におかれましては、国や関係機関に対して、強く働きかけていただきますようお願いいたします。

### (3) 新規就農対策

農外からの新規参入については、高額な初期投資や技術習得および農地の確保などハードルが高いものとなっています。農家の世代交代を考えるうえでは、第三者移譲もありますが、後継者の親元就農が基本となると考えられます。農家の高齢化は世代交代が進まないことの結果です。前述の農家の所得向上対策など、後継者が農業を継ぎたいと思えるような環境整備をし、親元就農についても資金援助や技術支援が受けられるように奨励し、促進していただきますようお願いいたします。

## 2 営農環境の整備について

### (1) スマート農業の普及促進

人手不足が叫ばれる昨今、更なる農業の労働集約化を進めるためには、スマート農業を普及していく必要があります。スマート農業への積極的な施策を展開していただきますようお願い申し上げます。

### (2) 農業用大型機械の更新

とりわけ米作りにおいては田植え機やコンバインなどの大型機械が欠かせません。そのため、これらを適切に更新していく必要がありますが、高価なため容易に購入や更新ができず、またローン等で購入するにしても経費を押し上げる大きな要因になっています。農家は補助金に頼りすぎと批判されますが、個人の努力だけでは難しい面があります。

また、個人資産への公的負担の是非が問題とされ、一個人には補助されないことが多々あります。一方で、世の中はシェアリングエコノミーと言われる共有経済が広まりつつあります。このような状況を踏まえ、農協など関係機関とも連携し、大型機械のリース事業推進や地域における機械利用組合の設立支援など、シェアリングの仕組みを構築が望まれます。

これらにより、適切な補助の執行と農家の経費負担の削減が図られるものと考えますのでご検討をお願いいたします。

### (3) 農地の災害復旧工事についての見直し

災害による農地被害が発生した場合、災害復旧工事を実施していただき、大変助かっており感謝申し上げます。

しかし、崖が崩れて農地に土砂が被った事例で、災害復旧をしていただけないことがありました。崖が農地以外であり（遊休地、不耕作地、原野等）、農地と同一所有者であった事、比較的小規模であった事などが適用されなかった原因として考えられますが、農地に被害が及んだ場合は、条件にかかわらず土砂を取り除くなど応急的な復旧を行っていただけるようご検討をお願いいたします。

日本の法律では土地の個人所有が認められ、農地も個人の持ち物とされているために、公的資金を投入するためには受益者負担の原則に乗っ取って一定基準が設けられているのは理解できます。しかし、耕作放棄地の増大や離農が問題とされる中で、復旧工事ができないのをきっかけに耕作を諦めてしまう農家も少なくないとの批判もあります。

農業で所得が上がらない中、現状の基準を農家の負担とするのが果たして妥当であるのか、再考をお願いいたします。

### (4) 基盤整備地の経年劣化による補修

基盤整備の事業竣工後、長い歳月が経過しているため、U字溝とプラスチック製の波付排水管に隙間が出来て水が流れ出し、水田地中の土を洗い流して地盤が沈み、畦畔が陥没するなどしています。基盤整備地であっても営農を継続していくには適切な管理が

必要ですので、補修に対する施策を実施していただくようお願いいたします。

### (5) 基盤整備が行われていない農地の石採り事業の新設

高低差もあり曲がりくねった農地が主な中山間地域においては、基盤整備をするにも多額の費用が掛かります。このような農地において、基盤整備より少ない事業費で生産性を上げる方策として、農地の石採りを事業化する方法あります。農地の中にある石を除去することで作業効率を上げ機械の故障を防ぐことができるため、農地の石採り事業の実施をお願いいたします。

### (6) ため池栓の改良

降雨時のため池栓を開閉する必要がありますが、木栓の場合は水につかり開閉の作業をする必要があります大変危険です。木栓のため池栓を、安全なものに早急に改良をしていただきますようお願いいたします。

## 3 農業経営基盤強化促進法による権利移転手続き終了に伴う代替制度の導入について

令和6年度で農業経営基盤強化促進法による利用権設定などの権利移転手続きが終了いたしました。認定農業者に対する優遇制度としての認定農業者農地集積助成金については、中間管理事業法における貸し借りにおいても、経過的に助成制度が実施されることとなりましたが、地域計画における耕作者が未定の農地も多く残っていることから、受け手のインセンティブとして機能するように継続的な支援をしていただきますようお願いいたします。

また、法改正により廃止された農業者の優遇制度の中で、市町村が登記を行っていた所有権移転にかかる嘱託登記があります。中間管理事業法には同様の手続きとして代位登記ができるとはなっていますが、採択条件が厳しいため、殆どの農業者は自費で所有権移転登記をせざるを得ません。

この事について、農業委員会においては、登記に係る知識がなくても自身で登記を行うことができるように、登記申請書の作成見本や添付書類等を分かりやすく示すことにより手続きを円滑化するサポートを実施したいと考えておりますが、司法書士に所有権移転を依頼した認定農業者に対して、費用負担の増分を補助する制度を提案いたします。

その他、税制面では不動産取得税の優遇もありましたが、前述のように中間管理事業法での所有権移転は採択条件が厳しいため、実質的に優遇措置の廃止に等しい状況もあります。

認定農業者制度の意義を踏まえ、上述の事についてご検討をお願いいたします。

## 4 有害鳥獣対策における修理用のワイヤーメッシュの補給について

イノシシ対策としてワイヤーメッシュを施工していますが、地際の破損が発生しているため修理用のメッシュを補給していただけないでしょうか。

また、メッシュ周りの電柵は対策としてかなり有効であるため、補助対象としていただけないでしょうか。

以上2点について、ご検討をお願いいたします。

## 5 地域計画をめぐる現状と課題、中山間地域の振興策について

地域計画は地域で話し合いを行い、担い手への農地集約を図り、規模拡大によるスケールメリットを機能させ、農業経営を効率化させる意図があると考えられます。今後は地域計画のブラッシュアップに取り組むこととなりますが、広大な平野部であればこのような効果を得ることは容易であると考えられます。

一方で中山間地域を多く抱える本市では、このような土地利用型の農業は不利なため、資本集約的な花きやイチゴなど施設利用型農業を振興して成果を上げてきました。今後もこのような施策には期待するところですが、それでもなお、中山間地域で基盤整備がなされていないような圃場の多くは、大型機械の進入、水源不足及び鳥獣被害などが深刻であり、今後受け手の確保は難しくなるものと予想されます。このような圃場は、経営の効率化を目指す方策ではなく、粗放的な土地利用を行う土地利用構想の策定を促すなど、地域計画の農用地から除外して、地域の実情に応じた対策を講じることについてもご検討をお願いいたします。

## 6 交付金関係

農業委員会においては、タブレット端末を用いた利用状況調査等を行っております。この通信費用として機構集積支援事業交付金などの交付金が使えることになっていますが、著しく交付額が減らされ、タブレット端末の通信費が不足するなど、事業を縮小せざるを得ない状況となっています。市においても、同様の交付金について減額を受けて事業に支障が出ていることと思われまます。このままでは市の農業施策が後退する懸念がありますので、事業を行うのに十分な額が交付されるよう国・県に働きかけていただきますようお願いいたします。

## 7 国土調査（地籍調査）の早期実施とDX化について

地籍調査につきましては、毎年提言させていただいておりますが、市街地を中心に成果があがってきており、進捗にご尽力いただき感謝申し上げます。

しかしながら、周辺の農村地域では未だ進捗しておらず、土地に関する業務において、さまざま支障がある中で、新たな事象として、DX化の進展により、タブレット端末やパソコンなど電子機器による地籍データの利用も増えており、農業委員会の業務においてもDX関係の支障が生じております。

その様なことから、農村地域の地籍調査につきましても積極的に推進していただきますようお願いいたします。